

いじめ防止基本方針

(令和5年10月改定)



福島市立下川崎小学校

目 次

- 1 いじめ防止に関する基本的な考え方 P 1
- 2 いじめ防止等の対策のための組織 P 3
- 3 いじめの未然防止のための取り組み P 5
- 4 いじめの早期発見のための取り組み P 6
- 5 いじめに対する措置 P 7
- 6 重大事態への対処 P 8
- 7 いじめ防止等の対策のための年間計画 . . . P 11
- 8 いじめ問題への取り組みについての
チェックポイント P 12

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ防止基本方針策定の目的

法第13条および市条例第11条の規定に基づき、福島市立下川崎小学校（以下「学校」という。）の実情に合った、いじめの防止等のための対策（以下「いじめ防止対策」という。）を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) 学校はいじめ防止対策の基本理念

- ① いじめが全ての児童の関係する問題であることに鑑み、いじめは現に起きているという基本認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- ② いじめは児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童に認識させるとともに、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- ③ いじめ防止対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、県、市町村、地域住民、家庭、その他関係者の連携の下、いじめ問題の克服に取り組む。

(3) いじめの定義

法2条で定められているとおり、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の4点を踏まえることが大切である。

- ① いじめられた児童の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、学校全体で組織的に判断すること。
- ④ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

(4) いじめの理解

- ① どの子どもにも、どの学校でも、いじめは現に起きているものである。
- ② 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ③ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ④ 学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞感）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- ⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(5) いじめの禁止

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(6) 学校・教職員の責務

学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境づくりに努める。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめ防止等の対策のための組織

学校いじめ対応組織

*いじめ防止や早期発見に向け、話し合いや研修を行う。
校長 教頭 生徒指導主事 養護教諭 教務主任

緊急対策会議

*いじめが認められた場合、事実調査や指導、カウンセリングなどを行う。
校長 教頭 総括指導 外部交渉
生徒指導主事 指導方針の提示 情報の集約
該当学年担任 教務主任 事実調査 指導
養護教諭 教育相談 カウンセリング

☆関係機関の協力を得る必要がある場合

福島市教育委員会 P T A 民生児童委員 心理や福祉の専門家
中央児童相談所 教員・警察官経験者 学校評議員 医師 弁護士
県北教育事務所 福島警察署生活安全課
下川崎地区青少年健全育成会 環境パトロール隊 等

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。

(1) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急対策会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連絡といった対応を組織的に実施する役割

(2) 組織の運用

- ① いじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応する。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行い、「学校いじめ対応組織」が情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすため、教職員に、ささいな兆

候や懸念、児童からの訴えでも、抱え込まずに全て「学校いじめ対応組織」に報告・相談するよう求めていく。さらに「学校いじめ対応組織」に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化が図られるようにする。

- ② 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を実施していく。
- ③ 法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、「学校いじめ対応組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなど、適切に対応するものとする。

3 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 人権教育の充実～「いじめは許さない」という学級・学校風土づくり

- ① いじめは、相手の「人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させ、日頃から、いじめを許さない学級・学校風土づくりに努める。
- ② 子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(2) 道徳教育の充実

- ① 未発達の見方方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮すると考える。
- ② いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。
- ③ 子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると思われる。
- ④ 道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

(3) 体験活動等の充実

- ① 子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。
- ② 現在の子どもたちは、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」との関わりが少ないため、学校が意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れていく。

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ① 現在の子どもたちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていく。
- ② 子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

(5) 教職員のいじめの対策等に関する資質の向上

- ① 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。
- ② 教職員に対し、いじめの防止対策に関する研修の実施、その他いじめ防止対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

(6) 地域や家庭、関係機関との連携

- ① 家庭訪問、学級懇談会、個別懇談会など様々な機会に情報交換を行う。同時に、日頃から保護者や地域との信頼関係づくりに努め、いじめ等に関する情報を交換しやすい雰囲気づくりをする。
- ② いじめ問題の対処においては、学校や市教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であるため、日頃から、双方の担当者が、情報を共有できる体制の構築に努める。

4 いじめの早期発見のための取り組み

(1) 日常観察の視点の明確化

- ① 児童の表情、学校生活への意欲の変化
- ② 児童の日記、作文等への記述
- ③ 児童の日常のつぶやき
- ④ 児童の身体の変化（打撲、傷など）
- ⑤ 児童の服装や持ち物の変化（衣服の汚れ、物がなくなるなど）
- ⑥ 児童の交友関係の変化
- ⑦ 児童の言動に対する周囲の児童の反応の変化
- ⑧ 児童の登下校、休み時間の様子の変化

(2) 連絡帳の活用

- ① 連絡帳の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ② 気になる内容に関しては、管理職へ報告し、電話連絡や教育相談、家庭訪問等を実施するなど、迅速に対応する。

(3) 教育相談（カウンセリング）の実施

- ① 日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ② 定期的な教育相談週間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

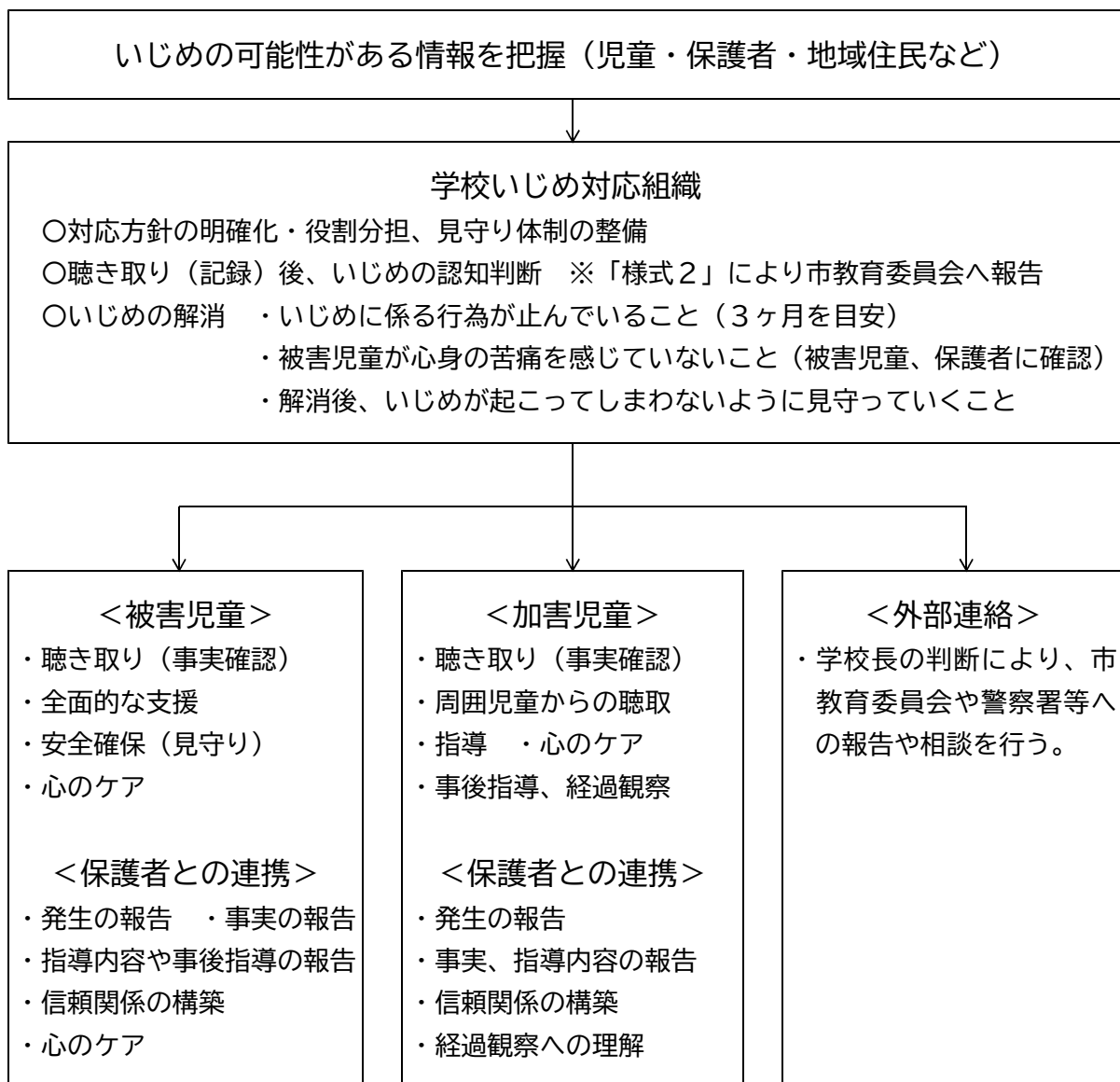
(4) いじめ実態調査アンケート（生活アンケート）の実施

- ① 「生活アンケート」を実施し、児童の実態把握に努める。
※ 学期ごとに年3回のアンケートおよび必要に応じて臨時のアンケートを実施する。
- ② アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識のもとで行う。
- ③ アンケートは下記の表に基づき、保存する。

保存文書等	保存期間
・ 定期調査の記録 ①アンケートの回答原本（1次資料） ②個人面談の記録	3年間 ただし、個別のいじめ事案に関するものは5年間
①定期のアンケートや個人面談の結果の記録（2次資料） ②学校いじめ対応組織（学校いじめ対策委員会）の議事録 ③「いじめに関する報告書」（市教委に提出した定型様式） ④いじめの通報・相談内容の記録（児童、保護者、地域住民等）	5年間
①個別のいじめ事案の調査に係る記録（記録の保存が必要であると校長が判断した事案）	5年間（卒業後から）
①個別の重大事態の調査に係る記録	10年間（卒業後から）

5 いじめに対する措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対応組織に報告し、事実の有無の確認を行う。(管理職への報告)
- (2) いじめの事実が確認された場合は、何よりも被害児童の保護を最優先とし、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った児童を一定期間、別教室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための、必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、福島市教育委員会および福島警察署生活安全課等と連携して対処する。



6 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 調査を要する重大事態

① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより転学などを余儀なくされた場合（本校へは登校できないと判断し、転校した場合）

② いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態の報告

市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について7日以内に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

① 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行うものである。

② 市教育委員会が、その事案の調査について教育委員会会議を招集して、協議・判断する。

③ 学校における調査組織が調査主体となる場合、市教育委員会より必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を受ける。

(4) 調査を行う組織

重大事態が発生または発生の疑いがあると認めるときは、市教育委員会は3つの調査組織より適切な組織を選択し調査する。(「市いじめ重大事態調査委員会」「重大事態調査チーム」「市立学校に設ける組織」)

不登校重大事態が発生し、教育委員会から学校主体の調査の指示があった場合、「市立学校に設ける組織」が調査を行う。

ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、公平性・中立性を確保するとともに、外部人材(学校評議員、青少年健全育成推進会長、民生児童委員など)を加える。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- いつ(いつ頃から)
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

① いじめられた児童から聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童から十分に聴き取る。
- 児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。
- いじめた児童に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応に当たる。

② 児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合の留意点

- 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

<児童の自殺が起こった場合の調査>

いじめがその原因として疑われる児童等の自殺案件が起こった場合、その全容解明とその後の自殺防止に資する観点から、市教育委員会は速やかに重大事態と認定するとともに、「調査委員会」を設置し、調査を行う。この際、「調査委員会」は以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省)を参考に調査を行う。

- 「調査委員会」は、事実関係等を明らかにするため、速やかに調査を行うとともに、再発防止・自殺予防への提言、報告書のとりまとめと遺族等への説明等を行う。
- 調査にあたり、遺族が、当該児童等を最も身近に知り、また、調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、遺族に寄り添いながら調査を進める。
- 調査においては、できる限り速やかに、偏りなく資料や情報を収集して、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく客観的に、総合的に分析評価を行うよう努める。
- 詳しい調査を行うにあたり、「調査委員会」は遺族に対して、調査の目的、目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方などについて、できる限り丁寧に説明をし、遺族の合意を得ながら調査を進める。
- 死亡した児童等が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、「調査委員会」は、遺族に対して、主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案するとともに、教育委員会及び市立学校に対し、アンケート調査等を行うことについて指示を行う。
- ※ 学校は、自殺事案が発生した時点で持っている情報のすべてを迅速に整理しておく必要がある。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへ配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童等の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に対応する。

（6）調査結果の提供及び報告

- ① 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
以下の点に留意して情報の提供に当たる。
 - ・ 市教育委員会又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報を楯に説明を怠ることのないようにする。
 - ・ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
 - ・ 学校が調査を行う場合、市教育委員会より、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。
- ② 調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告する。

7 いじめ防止等の対策のための年間計画

時期	実施計画	時期	実施計画
4月	○組織編成 ○学校いじめ対応組織定例会 (校内服務倫理委員会に準ずる) ・1学期いじめ防止重点取り組みの内容決定 ・児童の実態把握 ○児童への啓蒙啓発	10月	○学校いじめ対応組織定例会 ・いじめに関する事例研究会
5月	(生徒指導協議会) ○全教職員による児童の共通理解 ○いじめ防止についての研修 (公立学校長会議、教頭会議伝達) ○学校生活アンケート実施 ・個別指導及び全体共通理解 ○Q Uテスト実施	11月	○学校生活アンケート実施 ・個別指導及び全体共通理解 ○Q Uテスト実施
6月	○第1回学校評議員会 ○学校いじめ対応組織定例会	12月	○学校いじめ対応組織定例会 ・取り組み自己評価実施 ・反省と改善策の策定
7月	○第1回民生児童委員学校懇談会 ○学校いじめ対応組織定例会 ・取り組み自己評価実施 ・反省と改善策の策定	1月	(生徒指導協議会) ○冬休み中の情報収集 ○児童の実態把握と共通理解 ○学校いじめ対応組織定例会 ・3学期いじめ防止重点取り組みの内容決定 ○児童への啓蒙啓発
8月	(生徒指導協議会) ○夏休み中の情報収集	2月	○第2回民生児童委員学校懇談会 ○第3回学校評議員会 ○学校生活アンケート実施 ・個別指導及び全体共通理解 ○学校いじめ対応組織定例会
9月	○第2回学校評議員会 ○児童の実態把握と共通理解 ○学校いじめ対応組織定例会 ・2学期いじめ防止重点取り組みの内容決定 ○児童への啓蒙啓発	3月	○学校いじめ対応組織定例会 ・取り組み自己評価実施 ・反省と改善策の検討

* 毎月の生徒指導協議会で、情報交換の場を設け、随時共通理解を図る。また、毎月の生徒指導協議会終了後に学校いじめ対応組織定例会を行う。

8 いじめ問題への取り組みについてのチェックポイント

いじめ問題に関する取り組みの充実のため、学期末に学校いじめ対応組織において具体的に自己評価する。

評価は4段階とする。

A：十分できているので継続して取り組む

B：継続して取り組み、さらに充実した活動となるよう努力する

C：あまり取り組めなかったので、きちんと取り組む

D：取り組み内容を見直す

／：いじめがなく、実際の取り組みがなかった場合

項目	内 容	1 学期	2 学期	3 学期
1	いじめ問題の重大な人権侵害であることを全職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践にあっているか。			
2	「いじめ防止基本方針」内容（いじめの定義や態様、特質、原因・背景、認知、組織的な対応など）について、会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。			
3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。			
4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めているか。特に「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。			
5	学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。			
6	道徳科や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っているか。			
7	学級活動や児童会活動などにおいて、いじめ問題との関わりで適切な指導助言が行われているか。			

項目	内 容	1 学期	2 学期	3 学期
8	児童に幅広い生活体験を積みせたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。			
9	教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。			
10	いじめを行う児童に対しては、聴き取りや指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。			
11	いじめられている児童に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。			
12	いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行っているか。			
13	教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。			
14	児童の生活実態について、聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かい把握に努めているか。			
15	いじめの把握に当たっては、教師間の情報交換や養護教諭との連携に努めているか。			
16	児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。			
17	いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく「いじめ防止基本方針」に沿って、保護者や友人関係等からの情報収集などを通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。			
18	いじめの問題解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等との関係機関と連携協力を行っているか。			

項目	内 容	1 学期	2 学期	3 学期
19	校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるようなアンケートや教育相談の体制が整備されているか。			
20	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、悩みに応えることができる体制になっているか。			
21	教育相談の実施にあたっては、必要に応じ市教育委員会（SC、SSW）や教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。			
22	児童の個人情報の取り扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。			
23	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。			
24	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校・学年通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。			
25	いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっているか。			
26	いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。			
27	P T A や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を進めているか。			
28	いじめ問題への取り組みの重要性の認識を広め、家庭や地域の取り組みを推進するための啓発・広報活動を積極的に行っているか。			